

スペシャルトランスポートサービスに関する調査研究

1 調査の目的

本調査は、スペシャルトランスポートサービス(高齢者・障害者の専用ないしそれに類する交通手段、以下「STS」と呼ぶ)について、モデル運行を実施した上で、導入・運行実施に関する問題点を抽出・整理し、今後の導入推進方策について検討したものである。

2 モデル運行の実施

利用者の利便性を実証するとともに、利用実態のデータの収集、地域特性、STS導入の課題等を把握する目的で、今後STSの導入計画のある自治体の中から東京都三鷹市および北海道栗山町を選定し、定時定路線型とドア・ツー・ドア型のモデル運行を実施した。(栗山町は定時定路線型のみ)

3 STS導入推進方策の課題整理

前年度のアンケート調査及び今年度のモデル運行結果を受けて、STS導入推進方策の課題が次の項目に整理された。

(1) 推進体制について

法律による公共交通のバリアフリー化とSTSの義務化の検討が必要

政府・地域社会における推進体制の検討が必要

わが国の推進体制のあり方の検討が必要

(2) わが国における免許・許可・法律について

自治体及びボランティア団体のSTS運行における道路運送法の許可取得の可能性

国家的法規の未整備

(3) ドア・ツー・ドア型サービスの必要性について

・ドア・ツー・ドアの移動を可能とする交通手段の必要性

(4) 車両・リフト・スロープ、固定装置について

固定装置の標準規格化の必要性

中・小型ノンステップバス車両の開発の必要性

(5) ボランティアの運転手不足と教育について

ピーク時における利用者の集中と運転手不足

時間外のサービス要望への対応

運転手の教育

(6) 財源問題について

・財源の未調達による十分なサービス供給体制の不備

4 STS導入推進方策

本調査研究のまとめとして、STS導入推進方策を検討し、次の8項目を提示した。

(1) ボランティアと交通事業者のすみ分け

当面はボランティア団体のSTS提供活動は必要であると考えられるが、今後は自治体が予算と運行の責任を持ちつつ、輸送の品質性に優れた交通事業者に運行委託するような体制の整備を、相当のリードタイムをとって行うことが必要不可欠である。

(2) 公共交通のユニバーサル化

公共交通を誰でも利用できるようにユニバーサルデザイン化し、移動制約の度合いの少ない利用者をSTSから公共交通にシフトさせて、効率的なSTSのサービス提供を考えていくことが必要である。

(3) 自治体の主体的取組み

財源だけでなく、体制作りの点からも、地域社会の福祉に責任を持つ自治体の主体的取組みと組織作りが不可欠である。

(4) 具体的な計画実施組織の構築

STSを企画、運営する専門家の組織を複数の自治体の主導の下に構築し、運営することも一つの方法であるといえる。

(5) 計画・導入プロセスの検討

STS導入マニュアルの検討及び計画・評価のための基礎データの整備が必要である。

(6) 公共交通のバリアフリー化とSTS導入の法整備

(7) 財源確保

自治体における予算の獲得と効率的運用

助成制度の充実

基金の設立

寄付金等支援団体への働きかけと広報活動の実施

資金の有効活用

(8) 移動制約者の交通に配慮したインフラの整備